

11.55

受刑者の出願、審判請求、登録申請について

1. 施設の長を代理人としてする受刑者の出願、審判請求、登録申請については、施設の長の職名は記載しないこととする。
2. 施設の長の職名を記載してきたとき、又は発明者、出願人の住所に施設名を記載してきたときは代理人に連絡し、その職名及び施設名を職権にて削除する。

(改訂平成23・11)